	第25回　定例総会議事録
1．日　時	令和2年4月10日（金）午後2時15分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎8階　801会議室
3．出席委員 14名	1番　朝来野　清　　2番　和田　清秀　　3番　筒井　昌一 4番　得丸　芳昭　　5番　長尾　栄作　　6番　齊木　清範 7番　脇　文夫　　8番　加藤　隆生　　9番　阿部　清 10番　釘宮　修一　　11番　秋吉　和行　　12番　齊藤　耕一 13番　平山　孝行　　14番　福崎　智幸
４．事務局	事務局職員　5名
局長	ただいまより第25回定例総会を開会いたします。 会議に先立ちまして、４月１日付人事異動に伴う転入者を紹介いたします。　（転入者紹介） 続きまして、新型コロナウイルス感染症の関係ですが、感染拡大防止の観点から、現在、地区公民館は原則利用停止となっており、今回は地区審議会の開催を中止したところでございます。 なお、推進委員の皆さんには、事前に議案に関する質疑・意見の集約を行いましたが、質疑等はありませんでしたのでご報告いたします。 それでは、朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
局長	ありがとうございました。 次に議長選出ですが、農業委員会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、朝来野会長にお願いいたします。
議長	それでは、第25回定例総会を開会いたします。

議長	本日の出席者は14名で農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名をさせていただいてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
議長	それでは、議事録署名委員に7番の脇委員、14番の福崎委員、書記は事務局の今田さんにお願いします。 それでは、第1号議案　農地法第3条許可申請について審議します。1ページ1番について、植田地区の委員は現地調査報告をお願いします。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等につては議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、別府大学大分キャンバスの南西に約360mの距離に位置した農地であり、現地はネギ、レタス、キャベツ等様々な露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、新規就農者であり、申請地において季節野菜を栽培予定です。農機具は刈払機を4台、管理機を2台、トラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約38a となります。
議長	審査基準について事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。

7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 豊後国分駅より北西に約800mの距離に位置した農地であり、現地は踝ほどの雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてニンニク、タマネギ、サツマイモを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約129a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について質問・意見はありませんか。
委員一同	ありませんか。
議長	次は2ページ、1番について大南地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
5番長尾委員	申請地の地積、地番、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北東に約400mの距離に位置した農地であり、現地はネギ、フキが栽培され、一部に農業用ハウスがありました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクターを3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約130a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）

議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は2番について大南地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より南に約100mの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地においてゴボウ、ホウレン草、サトイモ、ネギを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、パワーショベルを各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約55a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は3ページ、1番について佐賀関地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関支所一尺屋連絡所より北に約150mの距離に位置した農地であり、現地はミカン、カキが栽培され一部に農業用倉庫がありました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地においてミカンを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、軽トラック、動噴機を

14番福崎委員	各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約45a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は農地法第4条許可申請について審議します。1番について植田地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田行政センターの南西約910mに位置する農地です。現地は既に宅地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、宅地として利用するものであるが、既に転用済のため、始末書提出済です。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は農地法第5条許可申請について、植田地区の委員さんは現地調査報告

議長	をお願いします。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、稙田行政センターの南西約910mに位置する農地です。現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、造園業を営む法人が資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は6ページ、1番について佐賀関地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、旧大分市立大志生木小学校の北西約150mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、隣接の宅地を購入した者が、駐車場及び進入路用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）

議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は7ページ、1番について鶴崎地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分自動二輪車学校の北約50mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、セメント二次製品の製造販売等の事業を営む法人が、駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校の南約550mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は成松自治会が地区集会所として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であ

3番筒井委員	るため、第1種農地に該当します。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決をします。第1号議案について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案は申請通り許可します。続きまして、8ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番について野津原地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
11番秋吉委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は道の駅のつはるより北東へ約1.7km の距離に位置しています。現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、籾乾燥機を各2台、田植機、ウイングモア、籾摺り機、ホイールローダ、マニアスプレッダ、ヘーベーラーを各1台、草刈機を5台所有しています。利用権設定後の経営面積は約339a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。

事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決をします。第2号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 続きまして、9ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議をします。1番について植田地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は賀来小中学校から南西に約600mの距離に位置した農地であり、現地は野菜が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地では、露地野菜の栽培を計画しています。農機具はトラクターを1台、耕運機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約42a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	次は10ページ1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立稙田西中学校より南へ約400mの距離に位置しています。現地は草刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約75a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の岡川956は大分市立田尻小学校より南へ約900m、岡川1242、1249は南西へ300mの距離に位置しています。現地の岡川956は野菜を植えてあり、岡川1242、1249は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で申請地では水稲、野菜を栽培します。農機具は2ｔトラック、軽トラック、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機を各1台所有、乾燥機、草刈機を各3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約27a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。

事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は11ページ3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分県警察学校より南西へ約1km の距離に位置しています。現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、草刈機、バインダーを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約83a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分県警察学校より西へ約600mの距離に位置していま

	す。現地は保全管理の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約120a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は12ページ　5番について野津原地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は旧大分市立野津原中部小学校より下原は西へ約2km、太田は西へ約700mの距離に位置しています。現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、ウイングハローを各1台、田植機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約265となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

4番得丸委員	地番が繋がっていますが、区画整理がされているのですか。
12番齊藤委員	はい、区画整理されています。
議長	他になければ13ページ　6番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
11番秋吉委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。申請地は、今市連絡所より南西へ約2.5km の距離に位置しています。現地は牧草が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は豊後大野市で畜産業を営む認定農業者です。申請地では牧草地として利用します。農機具はトラクターを2台、草刈機を3台、２ｔトラック、ロールベーラー、ラッピングマシン、レーキを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約90a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次は14ページ　7番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地の地番、地積は議案の通りです。申請者は複数人いますが、集積をし、中間管理機構が借り受けます。申請地は中尾地区内に位置している農地です。現地の大部分は水稲が栽培されており、一部は畑として利用されていました。配分先が確定するまでの間は、草刈り等の管理を公

	社が負担することになっています。
議長	ただ今の説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次は15ページ1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立戸次小学校の周辺約800mの距離に点在しています。現地4206番は一部にビニールトンネルが設置されており、他は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地で水稲及び露地野菜を栽培します。農機具は草刈機を3台、トラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約137a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ次は2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地4269-1は大分市立戸次小学校の北に隣接しており、その

	他は東に約500mの距離に位置しています。中戸次4117、4269-1はネギ等露地野菜が栽培され、その他は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地でゴボウ、ホウレンソウ、ネギを栽培します。農機具は草刈機を3台、トラクター、パワーショベルを各2台所有しています。利用権設定後の経営面積は3条同時申請分を併せて約55a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
5番長尾委員	第1号議案の3条の使用貸借権との違いは何でしょうか。
事務局	先ほどの3条については、市街化区域の農地でしたので、利用権が使えないことから3条の使用貸借権設定になっています。
議長	他にありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ次は16ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告をお願いします。
4番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は亀の井自動車学校より北へ約700mの距離に位置しています。現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクターを3台。田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設

	定後の経営面積は約11a となります。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ次は2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は松岡北鼻地区に位置した農地で、基盤整備を予定しています。現地は保全管理状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地ではオオバ、キャベツを栽培します。契約成立後の経営面積は約136a となります。 続いて、審査基準について説明します。 （審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ次に17ページ、18ページは再設定ですので、事務局より説明をお願いします。
事務局	17ページは野津原地区の農地です。土地の表示は議案の通りです。5年間の賃借権で、引き続き同じ方が作る再設定です。次は18ページ、坂ノ市地区の農地です。土地の表示は議案の通りです。こちらも引き続き同じ

	方が作る再設定です。
議長	ただ今の説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3号議案について採決をします。第3号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 続きまして第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議をします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	土地の表示、申請者については議案の通りです。中間管理機構を通じての3者契約で、10年間の賃借権設定です。現地調査報告です。申請地は横瀬地区に位置した農地であり、現地は保全管理状態でした。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約で、配分先は主に水稲、麦を栽培する認定農業者です。申請地でも水稲と麦の栽培を計画しています。農機具はトラクター、コンバインを10台、田植機を8台、乾燥機、草刈機を各2台、籾摺り機を1台所有しています。契約成立後の経営面積は約1338a となります。次に2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。中間管理機構を通じての3者契約で、10年間の使用貸借権設定です。現地調査報告です。申請地は辻原地区に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は、認定農業者であり、主に水稲、麦、飼料作物を栽培します。

	申請地でも水稲、麦の栽培を計画しています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。契約成立後の経営面積は約117a となります。次は20ページ1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。中間管理機構を通じての3者契約で、10年間の賃借権設定です。現地調査報告です。申請地は大分市立松岡小学校より南に約400mに位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する認定新規就農者で、申請地でもピーマン栽培を計画しています。農機具はトラクターを1台所有しています。契約成立後の経営面積は約22a となります。
議長	ただ今の説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ第4号議案について採決します。第4号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 続きまして、第5号議案　非農地証明願について審議します。21ページの1番から4番は関連がありますので、大南地区の委員さんは一括して現地調査報告をお願いします。
5番長尾委員	土地の表示、願人については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北約200mの距離に位置した農地であり、現地は農道として利用されていました。1番から4番まで同様です。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。

事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	ただ今の説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、22ページ1番については大分地区ですので私から説明します。土地の表示、願人については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小学校より南東に約200mの距離にある農地であり、現地は山林の状態でした。
議長	審査基準について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明）
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決をします。第5号議案について非農地相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。 次は23ページ　第6号議案は、報告事項ですので事務局より説明をお願いします。
事務局	23ページから25ページにかけては農地法3条の3届出で、相続による届出

	が4件出ています。次に26ページから29ページにかけては農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内の農地を所有者が転用するという届出が8件出ています。次に30ページから36ページにかけては農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内の農地で、権利移動を伴う転用の届出が65件出ています。次に37ページは、農地法第18条第6項通知で、利用権の合意解約が2件出ています。最後に38ページは、認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用にかかる事業計画書ということで、携帯電話基地局の届出が1件出ています。報告事項は以上です。
議長	ただ今の説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ第7号議案は、その他　協議事項ですので事務局より説明をお願いします。
事務局	１．　令和2年度　遊休農地の発生防止対策実施計画（案） ２．　農地集積奨励金交付事業
議長	ただ今の説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、これで第25回定例総会を閉会います。